別記様式(第4条関係)

会 議 録

| 会議の名称 | 宍粟市公共料金審議会(第3回) | | |
|----------------------|---|--|-------------------------|
| 開催日時 | 令和3年11月18日 (木) 14時00分から15時50分まで | | |
| 開催場所 | 一宮市民協働センター1階 ホール | | |
| 会長 | 森脇 常公 | | |
| 副会長 | 梶浦 妙子 | | |
| 委員 | (出席者) 内海 寿一 尾崎 一郎 加治 瑞穂 山國 和志 | | (欠席者) 植木 政夫 下川 秀美 |
| 事務局 | 坂井高誉、宮本雅博、小池信仁、岸根和弘、大谷広宜 | | |
| 傍聴人数 | 0人 | | |
| 会議の公開・非公開の区分及び非公開の理由 | (非公開の理由) 会開・非公開 自由な発言と中立性を保つため | | |
| 決定事項 | (議題及び決定事項) ・答申作成の方向性について決定 ・次回開催日は12月10日(金)とする。 | | |
| 会議経過 | 別紙のとおり | | |
| 会議資料等 | | | |
| 議事録の確認 | 令和3年12月10日開催の第4回公共料金審議会にて確認 | | |

| (会議の経過) 発言者 | 議題・発言内容 | | |
|----------------|--|--|--|
| 2-1.1 | ○開会 | | |
| | ○会長あいさつ | | |
| | 〇協議事項 (1)第2回会議録について 第2回会議録の内容について確認。 | | |
| 委員 | (2)第2回会議についての補足説明 【1 過年度未収金について】 学校の給食費の滞納問題では、払えない人もいるが払わない人もいて大変だ という話を聞いたことがあります。 払わない人に対してはどういう対応をされていますか。 | | |
| 事務局 | 納期限を6か月過ぎても未納であった場合には、給水停止処分を執行しています。 | | |
| 委員 | 給水停止をして未収金が回収できることもあるのですか。 | | |
| 事務局 | 給水停止や、その前段階の給水停止処分予告通知を送付した段階で連絡が入って未収料金を納付される場合が多いです。 | | |
| 委員 | ライフラインである水道を止めるということは、やりすぎると問題があるのかもしれませんが、正直に料金を負担している人からすると、未納額がそのままとなることは非常に不公平感があるので、水道事業を皆で守るという観点からも、職員の方には毅然とした対処をしてもらいたいと思います。 | | |
| 事務局 | 生活困窮者の問題等も見極めながら、引き続き対処していきたいと思います。 | | |
| 委員 | 【2 福祉世帯への助成について】 助成対象が概ね一定ですが、毎年申請を受け付けているのですか。 | | |
| 事務局 | 毎年の提出は不要としています。 2年目以降は課税状況の確認を行い、非課税の状況であれば継続して助成しています。 | | |
| 委員 | 福祉世帯の助成については一般会計からの補てんがありますか。 | | |
| 事務局 | あります。 | | |
| 委員 | 漏水減免については、工事を行った証明書等を提出するのですか。 | | |
| 事務局 | 漏水減免は、まず地中など容易に発見できない箇所での漏水に限って減免していますが、申請の際には、市の指定業者が作成する工事証明書の添付を求めています。 | | |
| 委員 | 冬場には件数が多いですか。 | | |
| 事務局 | 多いです。広報等で凍結漏水への備えを訴えるのですが、寒波等があれば漏水事故が多くなります。 | | |
| 委員 | 地中の管であっても凍結することがあるのですか。 | | |
| 事務局 | 場所によっては凍結により破損する場合があります。 特に問題となるのは、空き家で漏水が起きた場合には、気づくのに遅れるケースが多く配水池の水量の低下につながります。 | | |

委員

空き家の場合には、不在にする際に本人が元栓を閉めたりはされないのですか。

事務局

閉め忘れたりされる場合もあります。

委員

配水本管で漏水するようなことはあるのですか。

事務局

配水本管は管径が大きいので凍結することはほとんどありません。橋に添架している管は凍結する場合もありますが、金属製なので管が破損することはありません。

【参考 改定後料金の算定方法について】

委員

今回の料金改定でどれくらいの収入増加が見込まれるのですか。

事務局

年間約1.3億円の増収を見込んでいます。

委員

料金改定が必要であるとして、必要以上に高い料金にすることはないと思いますが、この料金改定によって今後の経営はどのようになると見込んでいますか。経営計画と目標について説明してもらいたい。

事務局

令和 20 年度に収益的収支の赤字を解消することを目標として設定しています。その目標達成のために、今必要となる収入増加額が年間約 1.3 億円となります。

委員

将来予測には人口減少の見込みも含んでいますか。

事務局

将来の人口減少を含んで収支予測を立てています。

委員

先日の新聞報道で、広島県の方で大口使用者である工場が閉鎖されることで、一般の使用料金が上昇するというケースが紹介されていました。大口利用者に頼りすぎるとそのような危険も生じますが、宍粟市では大口使用者が少な過ぎます。例えば大口使用者の加入促進のために、加入分担金を軽減するなどの方法は考えられないでしょうか。

事務局

産業部の施策の中で、企業誘致の観点から新規加入される事業者に対して水道料金の助成を行っています。水道事業だけではなく、他の部局とも連携しながら横断的に施策を進めていきたいと思います。

(3) 答申の作成について

会長

これで事務局からの資料説明は終了しました。ここからは審議会として、市の諮問に対してどう答えていくのかを話し合っていきたいと思います。

まずは料金改定が必要かどうかについて議論したいと思います。委員の皆さんはどう思われますか。

委員

料金改定は必要かなと思います。現在の3万6千人の人口が10年後には2万9千人まで減少する見込みの試算もあります。現在の1日10,000㎡の有収水量が単純計算で8,300㎡程度まで減少するのではないでしょうか。

料金回収率が低く、水道事業に必要な経費を水道料金で賄えていない現状にあるようですが、資金の取り崩しには限度があります。

費用の削減についても取り組んできていますが、収入の増加を図らなければ 経営の安定が確保できないところまで来ていると思います。

このような状況の下では、料金の増額改定もやむを得ないと思います。

委員

経営の現状をお聞きすると、子どもや孫の将来世代のことを考えると料金改 定が必要であると思います。 委員

料金改定の実施は致し方がないかと思います。

ただ、人口減少は昔からわかっていたことですし、一般の企業であれば、どこかで無理をして補填して赤字を解消していくものです。時間が立てば料金が増加するのが当たり前というのには違和感を覚えます。

工業団地がなく大口使用者が少ないということは、経営には大きなマイナスですが、逆に将来推計は立てやすい面もあります。今回、値上げするのであれば、将来的には借金を減らして利息を0円にして料金の減額を行います、というような強い決意も必要なのではないでしょうか。

委員

水道事業には、『安定』や『安全』の観点が必要で、日常生活に欠かせない ものとなっています。水道事業を守っていくためには一定の値上げは認めなけ ればならないと思います。

改定率が22%との説明ですが、率にこだわる必要はないのではと思います。水道事業の経営を維持していくために必要な収入を得るためには、料金の値上げが必要であり、算定した結果として改定率は22%となっているということだと思います。

委員

料金改定の実施について、令和20年度の経常収支比率100%以上という明確な目標を立てているのは良いことだと思います。

前回の料金改定から10年近く経っていますが、実績と将来予測の乖離はありますか。

事務局

人口減少予測に基づいて料金収入が減少する予測を立てていました。人口は減少し、北部地域では水量が減少しましたが、山崎地域では新規加入の増加により水量が増加しました。結果として、人口減少にかかわらず、料金収入は、ほぼ横ばいとなりました。

しかし、今後は山崎地域での新規加入が減少し、人口減少に応じて料金収入 も減少する見込みです。

委員

料金改定は必要だと思います。

じわじわと料金の値上げを行うよりは、一定程度の増額改定を行い、将来的 に予測よりも状況が好転すれば、減額の料金改定を実施すればよいのではない でしょうか。

現在の予測上、必要な財源を確保するために料金改定を実施し、結果的に改定率が20%を超えるだけであって、極端な例で言えば、改定率が30%を超えることもあり得るものだと思います。

ただし、滞納に関しては公平性を損ないますので、曖昧にせずに毅然とした 対処をお願いします。

委員

料金改定は致し方がないのかなと思います。

世帯人数ごとの改定額をみても、何とか家計の節約でやり繰り出来る範囲かなと思います。

委員

料金改定は必要ではないかと思います。

段階的に上げるよりも一定の増額を実施する方が良い気もしますが、燃料価格が高騰していますので、世の中の多くが値上げされていくのかなと思うと、急激な値上げは市民にとっては負担が大きいかなと思います。

会長

皆さんから色々な意見が出されました。

料金改定が必要であると考えられる方は挙手をお願いします。

委員

(全員が挙手)

会長

委員全員が挙手されましたので、公共料金審議会としては、料金改定の実施は必要であるとの結論に至りました。

会長

次に、改定案について議論していきたいと思います。

改定案については中々難しい点もあります。

前回改定時には段階的に増額することが望ましいとの回答があったそうですが、どうだったのですか。

事務局

前回改定の前には、北部の旧簡易水道の料金のうち、超過料金については口径に関係なく一律の金額としておりましたが、大口径の超過料金は高くする改定を行いました。その結果、口径ごとに改定率にばらつきが生じました。生活用の小口径では減額改定となったのですが、大口径では増額となり、特に50ミリや75ミリでは30%を超える改定率となっていました。そこで、各使用者の公平性が損なわれないように、段階的に増額する措置が望ましいとの答申をいただいた経緯があります。

今回の改定案につきましては、現在の状況に基づいて収支予測を行い、人口減少がすすむ将来に向けて安定的に水道事業を維持していくために必要となる金額を算定し、(年間 1.3 億円) そこから改定案を作成しています。

会長

水道事業経営審議会からも同じような増額改定が必要だという提言があったようです。

同時に、市の施策のひとつとして、一般会計から水道会計への補助が実施できないのかとの指摘も受けていますね。

改定後の料金について委員の皆さんはどう思われますか。

高すぎるのか、安すぎるのか、妥当なのか。

委員

一般家庭は大体が口径13ミリですか。

事務局

ほとんどが口径13ミリで、一部は20ミリを使用されている方もおられます。

委員

大きい口径の使用者は事業者であるということですね。事業者からすれば、 水道料金というものは電気代等と比べると決して高くないのではないかと思い ます。

ただ、一般家庭からすると高く感じるのかもしれない。

委員

収支予測の中で不足する収入額を確保できる改定内容であれば、それが必要な改定であるのではないでしょうか。

改定後の料金が妥当であるかどうかは判断に困ります。

委員

妥当か否かの判断基準が難しい。

経営の維持に必要な金額として理解できますか、ということであれば理解できます。

将来の状況を考えると、これくらいの収入がないとバランスが取れないということであると、この改定案もやむを得ないところかと思います。

事務局

現在の経営計画では、令和 20 年度に経常収支比率 100%を達成する目標を設定しています。

その目標を達成するために今回の改定案を作成しています。

委員

令和20年度の経常収支比率100%達成のためには、利用者には負担の増額をお願いします。積算すると今回は2,420円の基本料金になります、というのであれば受け入れざるをえないのではないでしょうか。

委員

また、基本水量を変えるという方法も考えられるのかもしれません。料金増額のイメージが少し変わるのではないでしょうか。

委員

経営維持に必要な手段として、提案通りの料金改定は仕方がないかなと思います。

同時に、一般会計から水道会計への補助実施によって改定額を下げることができないのかとは思います。

委員

水道事業を継続する上で料金改定はやむを得ないものとして、非課税世帯への福祉助成は継続してもらいたいと思います。

会長

大体の意見は出そろいました。

審議会としては、料金改定については提案通り了承する方向の意見でまとまったかと思います。

次回の審議会では、これまでの経緯を踏まえた、答申の骨子案について審議 したいと思います。

○その他

(1)第4回公共料金審議会について

事務局

当初は、12月10日に最終の第4回目を開催する旨を提案しておりましたが、 以前にも参考資料として、宍粟市水道事業の基本計画である『宍粟市水道ビジョン』をお配りしましたが、この策定業務がいよいよ大詰めを迎えています。 11月22日から、最終案についてパブリックコメントによって市民の皆さま

11月22日から、最終案についてパブリックコメントによって市民の皆さまの意見を募集するのですが、この募集期間が12月24日までとなっております。パブリックコメントの意見が出るのを待ってから審議会の答申を作成するという考え方もありますが、委員の皆さまいかがでしょうか。

委員

水道ビジョンは 10 年間の経営方針を示すもので、公共料金審議会の審議内容とは性格が異なるものですので、答申の作成にあたり特にパブリックコメントの結果を待つ必要はないと思います。

委員

パブリックコメントでは料金が高いという意見が出るのかもしれません。その気持ちは分かるのですが、実際に維持管理費用等を考えると、一定程度の料金改定が必要であるというのが公共料金審議会の意見ですので、パブリックコメントを待つ必要はないと思います。

会長

公共料金審議会としては、水道ビジョンのパブリックコメントを待たずに答 申案を作成したいと思います。

(次回日程は次のとおりとする)

日時:令和3年12月10日(金)午前 場所:一宮市民局 第2庁舎 2F会議室

○閉会

(副会長より閉会のあいさつ)